

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

本実務対応報告案の目的は、会社法(平成17年法律第86号)が平成17年7月26日に公布され、新株予約権及び新株予約権付社債に関する手続の整備がなされたこと等に伴い、同法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱いを明らかにすることである。

本実務対応報告案の概要は以下のとおり。

自己新株予約権に関する会計処理

A案 自己新株予約権は、その他有価証券として処理する。

B案 自己新株予約権は、その帳簿価額を、純資産の部の「新株予約権」から控除する。

(事務局よりB案を推す旨の説明がなされたが、この点に関しては委員から特段のコメントはなされなかった。)

会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使されたときの会計処理

会社法に基づき発行され、発行時に一括法で処理されている転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使され、新株を発行する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額(発行時における社債金額と払込金額との差額に係る行使時の償却残高がある場合には当該金額を加減した金額)をもって、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。この結果、新株予約権が行使されたときには、損益は生じない。

会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理

発行時の会計処理

発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。

決算時の会計処理

決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。また、決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。

新株予約権行使時の会計処理

新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該行使時の為替相場による。また、行使時の換算によって生じた換算差額は、当該行使時の属する会計期間の為替差損益として処理する。

適用時期等

本実務対応報告は、会社法による新株予約権及び新株予約権付社債について適用する。したがって、旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債については、本実務対応報告の適用後も実務対応報告第1号又は実務対応報告第11号の定めによることとなる。

以上